

義務化

相続登記

令和6年4月1日スタート

の申請が

されます

相談は**無料**です。
お気軽にお問い合わせ
ください。



Smile
GROUP

Smile司法書士法人

0120-456-762



〒591-8025

大阪府堺市北区長曾根町130番地23 堺商工会議所

TEL 072-253-4567



ご存知ですか？ 相続登記の義務化

土地建物の相続登記が義務化されます

相続登記されないと、所有者が分からず、復旧・復興事業等や取引を進められないためです。

長期間、相続登記をしていない土地・建物がある場合、登記が必要になります

相続登記の義務化は令和6年4月からスタートします。
また、スタートから3年の猶予期間があります。

相続登記をしない場合には罰則があります

正当な理由もなく、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと10万円以下の過料が課される可能性があります。

相続登記以外の変更点

所有者の住所等が変わった場合、変更登記が義務化されます。
令和8年4月までにスタートします。

Smile司法書士法人・行政書士法人

相続・遺言・家族信託・後見・登記

一般社団法人

すまいるライフ協会

老人ホームのご紹介・身元保証相談

すまいるリンク株式会社

訪問看護事業

すまいるハウス株式会社

不動産全般相談

リーガルパートナー株式会社

高齢者施設の運営

Smile すまいるグループ

受付時間

平日 9:00~18:00

総合窓口

 0120-456-762

TEL 072-253-4567

FAX 072-253-4568